

全日中事務局だより

▼緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインが以下示されましたので、お知らせします。

▼「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」〔文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課〕以下概要

▼学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携を取り、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で

児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たった際の考え方について、取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

・感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること

・適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること、などにご留意ください。

▼学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）概要

一、学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

二、濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力す

ることが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

《濃厚接触者等の候補者の考え方》

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒及び教職員とします。

① 濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合も含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば

等）に直接触れた可能性が高いもの（1メートル以内の距離でお互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）

- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感性予防対策なしで感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にしていた者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等を共有する生活を送っている者等

（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）

- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

三、出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することになりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置地域においては、学校内での感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

▼詳しくは全日本中学校長会ホームページへ掲載をしていますので、機関誌中学校の表紙の「全日中ホームページ」QRコードからご確認ください。

（事務局長 松澤 宏尚）